

## 尾道市新規創業者家賃等支援事業

尾道市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内事業者のうち、経営が不安定な新規創業者の賃料を支援することで、固定経費の負担を軽減し事業継続を支援します。

### ◇支給対象

**新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、次の要件をすべて満たすもの**

- ①尾道市内に事業所を有し、事業収入を得ている中小企業者（個人事業主を含む）
- ②2018年4月から2020年7月末までに創業していること
- ③売上減少要件が以下に当てはまること

#### 【2018年4月～2020年3月末までに創業した方】

2020年3月～2020年11月の任意の1ヶ月の売上高が、前年同月比20%以上減少していること

※事業期間が短く前年同月と比較できない場合は、次のとおり比較します。

- (1) 法人・青色申告の場合・・・2019年12月までの任意のひと月と比較
- (2) 白色申告・市申告の場合・・・2019年中の月平均の売上高と比較
- (3) 2020年1月～3月に創業した場合・・・2020年1月～3月の任意のひと月と比較

#### 【2020年4月～同年7月末までに創業した方】

売上減少要件を問いません

- ④今後も事業を継続する意思があること

### ◇支給金額

直近1ヶ月に支払った事業所賃料の1/3×最大6か月

※1ヶ月5万円を上限とし、最大30万円を一括支給

### ◇支給対象となる経費

事業所の賃料（家賃・地代）

申請書様式は  
こちら

### ◇受付期間

2020年8月21日（金）～同年12月28日（月）



### ◇申請手続き

申請書等の様式は、尾道市のHP、尾道市役所本庁舎、各支所、商工団体でも配布します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

### ◇お問い合わせ先

尾道市 産業部商工課 商工振興係

☎ 0848-38-9182（平日8:30～17:15）

# よくあるお問い合わせ

## Q1：申請に必要な書類は何ですか？

A1：申請書に加えて次の書類を用意してください。

- (1) 売上高等計算シート
- (2) 誓約・同意書
- (3) 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等の写し）
- (4) 申請時点の直近1カ月分の賃料を支払ったことが確認できる書類（通帳の写し等）
- (5) 本人確認書類（運転免許証等の写し）※個人事業主の場合のみ
- (6) 売上減少を証明する書類（前年の確定申告書や今年の売上台帳等）
- (7) 創業開始した時期が確認できる書類  
（法人：履歴事項全部証明書、個人：開業届の写し）
- (8) 通帳の写し  
（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が分かるもの）

## Q2：事業所は市内にありますが、本社や住居が市外にある場合は対象になりますか？

A2：事業所が尾道市内に有することを条件としているため、居住地が市外であっても申請できます。反対に、尾道市内に居住していても、尾道市外に事業所がある場合は申請できません。

## Q3：市外にある事業所の賃料も対象になりますか？

A3：市内にある事業所の賃料のみ対象になります。

## Q4：個人事業主の「自宅」兼「事業所」の賃料は、対象になりますか？

A4：対象になります。ただし、自らの事業に要する部分に限ります。

## Q5：消費税・管理費・共益費は、対象経費に含まれますか？

A5：消費税を含む賃料が支給対象経費となります。管理費・共益費は支給対象経費になりません。

## Q6：借地の賃料は対象になりますか？

A6：事業に用している土地であれば、対象になります。

## Q7：国の家賃支援給付金を受けている場合も対象になりますか？

A7：対象になります。ただし、国の家賃支援給付金の算定に際して考慮される場合があります。